

事 務 局 長  
病 院 長  
教 務 部 長 殿  
学 生 部 長  
図 書 館 長  
防衛医学研究センター長

防衛医科大学校長

部外者等が使用する光熱水料の算定及び徴収料金の  
取扱いについて（通達）

改正 平成26年 4月 1日  
平成28年 3月31日  
令和 3年 3月30日  
令和 5年 6月30日

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

1 趣 旨

防衛医科大学校の施設を利用して部外者等に電気、都市ガス、上下水道、冷暖房を使用させる場合の光熱水料の徴収範囲及び使用料の算定並びに徴収した光熱水料の取扱いに関して、契約その他別に定めるもののほか、この通達の定めるところによる。

2 部外者等の範囲

この通達において、部外者等とは次の各号に掲げるものとする。

- (1) 工事請負業者
- (2) 防衛医科大学校の施設を使用して物品等を販売又は役務を提供する業者
- (3) 防衛省共済組合（食堂、飲食物等の販売（当該自動販売機を含む。））
- (4) 地方公共団体及び公共企業体
- (5) 私有電気器具を使用する次の者（以下「職員等」という。）

ア 職 員

イ 医学科学生及び看護学科学生

ウ 研修医官棟に居住する研修医官

(6) その他、使用料を徴収することが適当と判断されるもの

### 3 光熱水料の徴収

部外者等が電気、都市ガス、上下水道、冷暖房を使用した場合は、その使用料を徴収するものとする。

ただし、職員等は、私有電気器具に係る電気使用料に限る。

### 4 徴収料金の算定要領

#### (1) 徴収料金の算定

電気料金、都市ガス料金、上下水道料金、冷房料金、暖房料金（以下「電気料金等」という。）は別表第1により算定するものとする。

#### (2) 単価の算出

前号の算定に用いる単価は、別表第2により算出するものとする。

#### (3) 使用量

電気料金等の算定に用いる使用量は、計量値によるものとする。

ただし、計量器を設置しない場合は、使用機器の定格容量に推定使用時間を乗じた数値等とする。

### 5 徴収料金の通知、納付及び取扱い

#### (1) 徴収料金の通知、納付

企画部管理施設課長は、電気料金等の徴収料金について部外者等に通知する。

通知を受けた部外者等は、電気料金等を定める期日までに、総務部経理課あてに支払う又は指定口座に振り込む。

#### (2) 徴収料金の取扱い

部外者等から納付された電気料金等は、国の使用料金とともに電力会社等の供給事業者への支払いに充当する。

### 6 私有電気器具の電気料金取扱要領

#### (1) 使用許可

私有電気器具を使用する者は、職員にあつては所属長（課、室長等及び講座の長）毎に、学生（医学科学生及び看護学科学生）にあつては規則に定められたそれぞれの許可権者に、研修医官棟に居住する研修医官にあつては医学教育研修センター研修管理室長にあらかじめ申請し許可を受けるものとする。

使用許可期間は、年度の4月から3月までの1年間を原則とし、毎年度に許可を受ける。

#### (2) 使用許可の通知

所属長等はこの使用許可にあつては、所属部署、医学生舎、看護学科学生舎及び学生等宿舎のそれぞれ毎に、次項7の無償処置の適用を受ける器具を除き、

許可内容を取りまとめ別紙（電気器具使用許可表）により企画部管理施設課長に通知する。

(3) 電気料金の算定

企画部管理施設課長は、電気器具使用許可表に記載された器具について電気料金を算定し、所属長等に通知する。

なお、この算定に際しての私有電気器具の標準使用量等は、別表第3に掲げる数値とする。ただし、研修医官は、計量値に基づき算定する。

(4) 電気料金の納付

所属長等は、私有電気使用者の電気料金を取りまとめ、総務部経理課あてに支払う。

7 私有電気器具の電気料金無償の処置

職員等が使用する私有電気器具のうち、次の器具については電気料金を無償とすることができる。

- (1) 学生が身だしなみを整える上で必要な電気器具（電気アイロン、ヘアードライヤー、電気カミソリ等）
- (2) 学生が学業のため真に必要な電気器具（パソコン、プリンター等）
- (3) 定格消費電力50ワット未満の電気器具
- (4) 職員が業務のため接遇等に使用する電気器具（コーヒーメーカー、電気ポット等）

**附 則**

- 1 この通達は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 学生舎、高等看護学院宿舎及び研修医官棟に居住する者の私有電気器具にかかわる光熱水料の取扱いについて（通達）（防医経施第840号）は、廃止する。

**附 則**

この通達は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この通達は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この通達は、令和3年3月30日から施行する。

**附 則**

この通達は、令和5年7月1日から施行する。

別表第1

徴収電気料金等算定表

区分	徴収料金算定式	備考
電気料金	$(\text{単価 円/KWH}) \times (\text{部外者使用量 KWH}) \times (1 + \text{損失率})$	損失率 3%
都市ガス料金	$(\text{単価 円/m}^3) \times (\text{部外者使用量 m}^3)$	低圧ガスに適用
上下水道料金	$(\text{単価 円/m}^3) \times (\text{部外者使用量 m}^3) \times (1 + \text{電気料金等割増率})$	電気料金等割増率は次による。 揚水ポンプの電気料、水質検査費用等 2%
冷房料金	$(\text{単価 円/時間}) \times (\text{冷房運転時間 時間/日}) \times (\text{冷房運転日数 日})$	算出した金額に円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てる。
暖房料金	$(\text{単価 円/時間}) \times (\text{暖房運転時間 時間/日}) \times (\text{暖房運転日数 日})$	

別表第2

電気料金等の単価算出表

区分	単価算出式	備考
電気料金	$\frac{\text{(防衛医科大学校が請求を受けた毎月の電気料 円)} \div \text{(防衛医科大学校が供給を受けた毎月の使用電力量 KWH)}}{\text{防衛医科大学校が請求を受けた毎月の低圧ガス料金単価 円/m}^3}$	
都市ガス料金	$\frac{\text{(防衛医科大学校が請求を受けた毎月の水道料 円)} \div \text{(防衛医科大学校が供給を受けた毎月の使用水量 m}^3\text{)}}{\text{(防衛医科大学校が請求を受けた毎月の下水道使用料 円)} \div \text{(防衛医科大学校が排除した毎月の汚水量 m}^3\text{)}}$	
上下水道料金	$\frac{\text{(冷房を行う建物等の全冷房負荷 KJ/H)} \div \text{(冷房を行う建物の全冷房面積 m}^2\text{)}}{\text{(冷房を行う建物等の全冷房面積 m}^2\text{)} \times \text{(冷房に要する燃料経費 円/KJ)}}$	算出した金額に円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てる。
冷房料金	$\frac{\text{(冷房に要する燃料経費)} \div \text{(暖房を行う建物等の全暖房負荷 KJ/H)}}{\text{(吸収式冷凍機燃料消費量 Nm}^3\text{/H)} \times \text{(供給事業者の毎月のガス単価 (中圧) 円/m}^3\text{)} \div \text{(吸収式冷凍機能力 KJ} \cdot \text{H)}}$	
暖房料金	$\frac{\text{(暖房に要する燃料経費)} \div \text{(暖房に要する燃料経費 円/KJ)}}{\text{(暖房に要する燃料消費量 Nm}^3\text{/H)} \times \text{(都市ガス供給事業者の毎月のガス単価 (中圧) 円/m}^3\text{)} \div \text{(ボイラー能力 KJ} \cdot \text{H)}}$	

### 別表第3

#### 電気器具の標準使用量等

##### 1 冷蔵庫の標準使用量

器具名	標準使用量 (KWH/月)	備考
冷蔵庫	カタログに表示されている標準使用量	使用方法が標準によりがたい場合は、使用実態に合わせ使用量を推定する。

##### 2 電気器具の標準使用時間

器具名	器具別使用時間数 (H/月)	備考
テレビ	器具及び所属部署毎の使用実態により標準的使用時間を推定する。	この表以外の器具については、左記と同様にその都度定めるものとする。
パソコン		
ステレオ		
コーヒーマーカー		
扇風機		

